

○益田市新事業チャレンジサポート事業補助金交付要綱

令和4年4月22日益
田市告示第138号

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県、益田商工会議所、美濃商工会、金融機関等の産業支援に関わる機関との連携のもと、新規創業、新たな事業分野の開拓等を行う事業者に対する重点的な支援を行うことにより、本市における新たな産業の創出及び産業の振興を図ることを目的として予算の範囲内で交付する益田市新事業チャレンジサポート事業補助金（以下「補助金」という。）について、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、当該年度中に創業する事業者又は既存事業を拡大し、若しくは業種転換を含む新たな事業分野の開拓を行う事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める業種を市内で営む法人又は個人事業主であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）による認定の対象となる者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ。）でないこと。

- (5) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）、経費及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。この場合において、同表に定める経費のうち、第5条第3項の規定による交付決定前に着手した事業に係るものについては、当該交付決定前の着手が適当と認められる事由がある場合に限り、補助対象とするものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、益田市新事業チャレンジサポート事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長が別に定める日までに提出しなければならない。この場合において、益田商工会議所等の認定経営革新等支援機関の支援を受けている申請者は、事業計画確認書（様式第2号）を添えて提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の申請に際し、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との

合計金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、当該交付申請に係る事業の内容の審査に当たって、別表第2に掲げる組織で構成する審査会を設置するものとする。

2 市長は、交付申請に係る事業の内容について、別表第3に掲げる審査項目に関して審査会に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の意見を踏まえ、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市新事業チャレンジサポート事業補助金交付決定等通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助金の交付の目的の達成及び事業の適正な実施のために必要な条件を付することができる。

(決定内容の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に要する予算若しくは内容を変更し、又は補助事業を中止する場合には、あらかじめ益田市新事業チャレンジサポート事業計画変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。
(実績報告等)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、益田市新事業チャレンジサポート事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を、当該事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

2 この要綱による補助金に関し、規則第10条に規定する着手届及び完了届の提出は、これを要しないものとする。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するとともに、益田市新事業チャレンジサポート事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の補助金の額確定の通知を受けた補助事業者は、益田市新事業チャレンジサポート事業補助金交付請求書(様式第7号)により、当該補助金の交付を請求するものとする。

(実績及び成果の発表)

第10条 市長は、この要綱による補助金の交付の実績及び成果について、市の公式ウェブサイトへの掲載その他の方法により、これを公表するものとする。

(財産の処分の制限)

第 1 1 条 規則第 1 5 条第 2 項の規定により定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）の規定による耐用年数とする。

（その他）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 2 2 日から施行する。

（益田市地域雇用拡大推進事業補助金交付要綱の廃止）

2 益田市地域雇用拡大推進事業補助金交付要綱（平成 2 7 年益田市告示第 2 7 8 号）は、廃止する。

（失効）

3 この告示は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
創業又は既存事業の拡大若しくは業種転換を含む新たな事業分野の開拓に係る事業	補助対象事業に直接的に要する経費（店舗等借入費、旅費、施設・設備の改修費、リース料、備品購入費、広告宣伝費、消耗品費、委託料その他市長が認める経費）	補助対象経費の額に 5 分の 4 を乗じて得た額以内（当該補助対象経費に対する国、県その他の機関からの補助、助成等がある場合は、当該 5 分の 4 を乗じて得た額から補助、助成等の額を控除した額以内とし、千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）。ただし、1 の事業者につき、1 0 0 万円を上限とする。

別表第 2（第 5 条関係）

島根県、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県信用保証協会益田支店、益田市産業経済部
--

別表第 3（第 5 条関係）

審査項目	審査基準
実施体制	(1) 実施体制、経営状況等 (2) スケジュール (3) 資金計画の妥当性 (4) 販売計画の将来性
実現可能性	(1) 課題設定、解決策の有効性

	(2) 課題解決策の実現性 (3) 雇用創出の効果
その他	(1) 本市における事業の新規性 (2) 地域産業への波及効果